

## “不法労働の動き”

- 子どもの商業的性的搾取の防止と撲滅のためのタイの政策と行動計画 -

“不法労働の動き: 女性・子どもの人身売買をめぐる”地域会議

1997年11月25日～28日

タイ・バンコック

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

## 序文

子どもの商業的性的搾取の問題は、ここ10年にわたってわれわれの問題であり、かつ増えつつあるようだ。タイを含め、世界中でこの問題を減らすために多くの試みがあり、世界的な課題となっている。

タイ政府はタイ女性問題委員会事務局（ONCWA）を通じて、重大な関心を示して来ており、閣議ではONCWAが子どものこのような性的搾取の引き起こす問題に関して解決策を作成するよう指示している。以下の英訳では政府の意図やそれに続く真剣かつ継続的活動について、計画やプログラム面からまとめられている。

NGOや立案や政策機関の代表者、学者、研究者、関連の政府部局の職員、ユニセフや他の国際組織の代表者など、多くの人がこの計画の作成に関わっている。この場を借りてその努力に感謝したい。あわせて、子どもたちを困難な状況から救い出し、今後子どもに対するこのような性的搾取を防止できるよう、心から望むものである。

サイスリー・チュティクル

タイ女性問題委員会顧問

1996年7月

## 子どもの商業的性的搾取の防止と撲滅のためのタイの政策と行動計画

### I 理論的根拠と正当性

1. 性ビジネスは人間の価値と尊厳に有害な社会犯罪の一形態である。それは持続可能な開発や望ましい社会をもたらすための第8次国家経済社会開発計画の哲学にある“開発の焦点、一義的な目的としての人間”や上品な道徳、さらには伝統に反する。

2. 性産業へ子どもを誘いこむことは、彼らが上品な道徳をもち、将来の社会に役立つ良き市民になるために最大限にその発達可能性を実現するのを阻む行為である。

3. このような性産業に入る子どもは、HIV/エイズのような性を媒介として感染し広がる病気にかかりやすい。これは長期にわたって継続する問題を起こし、人材のロスを招くだけでなく、多額の国家予算を費やさねばならないので、国家の発展を妨害する結果を生む。

4. 一般的に子どもが自らの意思でこのような性産業に入ることはない。殆どの場合、説得あるいはごまかし、脅迫、搾取、暴力行為などは、大抵は子どもから利益を得ようとする大人が働く。子どもは被害者であり、これらの行為が子どもに肉体的、知的、情緒的、また精神的なダメージを与えている。

5. 性産業に子どもを引き込んだり、それに利用したりすることは、犯罪者にとって儲けの大きなビジネスである。そこから、かなりの経済的影響力を持ち、凶暴さを持った犯罪組織が生まれる。子どもがこのような性ビジネスに入るのを防止するには、様々な問題に遭遇しており、予期された成果はあがっていない。

6. 性ビジネスにおける優先的ターゲット・グループとされるのは、18才以下の子どもと女性である。これはタイが批准した子どもの権利条約や国連対女性差別撤廃条約に基づく子どもと女性の権利を犯すものである。

7. 子どもをこのような性的搾取に関わらせていることで、タイは内外メディアからの攻撃目標にされている。国家間の取引に影響を及ぼし、タイのイメージを傷つけている。海外から非難され、タイ女性とタイの尊厳は甚だしく損ねられている。

8. このような性的搾取に反対するどのような試みでも、関連の要素や人間を考慮に入れなければならない。子どもだけを対象にした努力は長期的な結果を生まず、根本的な問題解決にもなっていない。したがって、社会の全ての人の協力を動員する必要がある。

9. 今までの試みは目先の問題の解決に集中し、予防的と云うよりは事後的であった。

10. 政府側、民間側双方の関連機関の間で確固たる、効果的な協力体制がない。既存のシステムや構造は、現実の問題の要請に反応しないし、実際にそれを満たしていない。

### II 性サービスビジネスに対する政府の政策

1. 18才以下の男女子どもが商業的性ビジネスに入るのを完全になくする。

2. 性ビジネスにおける暴力行為、誘惑、脅迫および搾取を禁止する。

3. 子どもを性産業へ引き込むのに関わった全ての者、また関連する政策、法律、規制および規則を故意に従わない、あるいは従うの怠った公務員を処罰する。

## III 目標

1. 政府の政策では上記の政策におけるように、つねに子どもの商業的な性的搾取に関する問題の防止と解決を優先させなければならない。政策は予算を割り当て、かつ定期的な追跡調査と監視を含む、主要な計画、さまざまな処置、行動を備えた明確な目的を定めて、有効に実施しなければならない。

## IV 主要な計画（1997～2006）

以下が5大計画である。

1. 防止
2. 禁止
3. 援助と保護
4. 主流への復帰と再統合
5. 計画実施の監督、管理、追跡調査や迅速化のための構造、機構とシステムの確保

### 主な戦略

#### 1. 防止

1.1 全ての子どもが9年間の質の高い基礎教育をうける。

1.2 貧困で以後の教育を受ける機会のない12才～15才の子どもに教育と職業訓練を施す。

1.3 どのレベルの教育の質も、子どもに考えさせ、道徳の原則を維持させ、人間の尊厳を持って生き方を選ぶのを可能にする学習や教授の方法の質を高めることによって改善しなければならない。必要なのは、子どもを商業的な性的搾取から守ることに良心と理解を持つ教師の研修面や発達面での改善である。教師は子どもたちを売春に送り込む手助けをしてはならないし、あるいはそのための代理人として振る舞ってはならない。また、教師自身が生徒の虐待者であってはならない。

1.4 教育カリキュラムと職業訓練は改善し、地方の環境と労働市場の状況および需要に関連したものでなければならない。加えて、そこでは一定の職業グループ、特に若者や女性のグループとの協力を築き、あわせて独立の仕事が奨励されなければならない。これは資本、経営、生産、マーケティングの分野のように循環する過程を高めるため、現地の資源を全面的に動員し、かつ地域共同体のコミュニティの参加をおおぐことで達成できる。

1.5 女子は、とくに以前はもっぱら男子のみを対象としていた科目について、男子と同じ機会を持つよう、公式／非公式な教育によりアクセスできるための機会、支援、推進およびカウンセリングのサービスを利用できるのでなければならない。

1.6 家庭教育と性教育はそれぞれの年代グループにあった目的、限度、方法を持たなければならない。

1.7 カウンセリングとガイダンスサービスは、移動サービス、電話、マスメディアを通して展開し、家庭や青少年の若者の問題解決や職業選択を援助しなければならない。これらのサービスは全ての学校で提供される。サービスは学校に行っていない子どもにもなされ

るべきである。

1.8 レクリエーションや社会サービスは都市でも地方で提供される。それには公立公園や、レクリエーションエリア、家族向けの科学博物館、美術・音楽センターを含めてもよい。図書館、ユースセンター、スポーツセンターといった政府の施設は子どもやその家族に開放し、青少年がエネルギーを費やせる適切な活動や選択肢を提供しなければならない。

1.9 さまざまな施設、とりわけ宗教教育を行う施設は、優れた倫理や性道徳に関する正しい価値や行動を教えることに加わるべきである。

1.10 子どもの売春とその有害な影響について親、保護者、教師、一般大衆だけでなく、諸々の社会組織、とくにマスメディア向けに正しい知識と理解を与えるキャンペーン、広報、広告を通して認識させなければならない。

1.11 親、保護者、子どもたちは商業的な性労働者として子どもを海外に送る危険性について、知識と理解を高めなければならない。子どもたち自身については、海外で危険な状況に陥った場合に、どのようにしてタイ大使館や公共福祉省に苦情を申し立てるか、その方法を教えなければならない。

1.12 性ビジネスに係わる問題の防止と解決に関するキャンペーンと広報においては、隣国との調整が不可欠である。

1.13 政府とNGOは暴力行為、唆し、詐欺的手段を利用して、タイ人と外国人の18才以下の子どもをこのような性労働者として強制的に働かせるのを防ぐために、公然／非公然の性ビジネスの調査と監視を行わなければならない。

## 2. 禁止

2.1 売春防止・禁止法のB. E. 「修正版」の公布を促進し、女性・子ども人身売買法B. E. 「修正」を厳密かつ早急に实际的・継続的なやり方で施行すること。

2.2 性ビジネスに関する犯罪者をより効果的に、より迅速に起訴するために司法過程の適用の修正と改善を促すこと。

2.3 子どもたちが性産業に入るのをさらに防ぐために、新しい法を施行し、あわせてサービス施設法B. E. 2509のような、その他の法を修正すること。

2.4 性ビジネスにおける子どもの搾取や唆しに関する犯罪を扱うために、現在草案提出中の不正資金浄化法の課すさまざまな措置の施行を延長すること。

2.5 傷ついた子どもを適切に、公平に、かつ迅速に処遇するための知識を持った司法公務員を配備すること。

2.6 性犯罪者や子どもの商業的な性的搾取で起訴された者の裁判の間、その被害者や目撃者が脅迫されたり賄賂の受け取りを強制されないように、彼らを保護し援助すること。

2.7 未登録の求人募集機関や、女性や子どもを売春目的で海外に送る際に主犯として動く傾向のある機関の調査、検査およびそれに対する訴訟手続きを行うこと。求人広告についても無作為検査を行うこと。

2.8 公然／非公然の性ビジネス数を削減し、絶滅させること。また、子どもの商業的な性的搾取や対女性暴力に加担した施設の免許を撤回すること。

2.9 子どもや経営者、ぼん引き、タイ人や外国人の顧客というような事業者や搾取者の逮捕件数に関する情報資料の編集や分類を行うこと。この情報は内閣、一般大衆や現地

のメディアだけでなく、それぞれ関連の政府に伝わるよう海外メディア、大使館および領事館に提供すること。

2.10 わいせつ文書、印刷物、メディア材料の生産、販売および展示の源を管理するために真剣かつ、継続的に動くこと。あわせて、このような事件の通報に際しては、公衆の協力を取り入れること。

2.11 国境地帯につながるルート上の主要なバスや鉄道の終点やハイウェイの警察のチェックポイントに調査所を設けて、タイ内外における売春のためにタイ人や外国人の子どもや女性を騙したり、誘惑したりするのを中止させること。

2.12 タイの子どもやその他の国の子どもに対して性犯罪を犯した市民に罰則を課す法の発布に際して、海外の政府を支援すること。

### 3. 援助と保護

3.1 苦情の申し立てや、売春を唆され、強制された子どもに援助や与え、便宜をはかるシステムを拡充すること。これは電話や特設の郵便箱による苦情申し立てシステムを設置したり、これらのサービスを大衆に知らせることによって実施する。大衆が子どもに対する商業的な性的搾取に関する情報提供の役割を担うことが望ましい。

3.2 このような性的搾取を取りまく問題の重大さに一般の注意を喚起するキャンペーンを行い、当然の保護を条件に、その源や事件について大衆からの迅速、かつ適切に情報を求めること。大衆が圧力団体として、政府が継続に子どもに対するこのような性的搾取に反対する政策を実施するよう働きかけることも考えられる。

3.3 さまざまな形態の社会サービスを提供することで、売春を止めようとしている人に援助を与えること。

3.4 性ビジネスに海外のタイ人の子どもがいるのがわかった事件について、タイ大使館や領事館との協力のあり方を修正および改善すること。

3.5 売春を唆された外国人の子どもが出入国管理局や外務省のような関係機関との協力で帰国できるシステムを設けること。

### 4. 社会復帰と普通の生活への適応

4.1 売春を止めた子どもが長期的に普通の生活を送ることができるよう、彼らを追跡調査し、見守り、また彼らにカウンセリングサービスを行うこと。

4.2 一時的宿泊、教育や職業訓練、職業斡旋、資金獲得、および肉体的・精神的リハビリを含む全面的な援助サービスを子どもたちに提供すること。

4.3 ストリートチルドレンや性的に虐待された子どものために宿泊の便宜を提供すること。小さな、家庭的な社会復帰のための環境が子どもにより多くの温かさと愛情を与えるので、大型施設より好ましい。

4.4 女性や子どものための収入につながる研修を通して、入札、下請けや共同事業を含む、社会復帰過程に民間を参加させること。これはとくに研修後の職業紹介に関して女性や女子のための効果的な組織化や職業サービスを高めることになる。

4.5 外国人の子どもを本国に送還する場合、タイの政府と国内外のNGOが協力し、肉体的精神的リハビリと普通の生活への適応を保証すること。

## 5. 計画実施の管理、監督、追跡調査や迅速化のための構造、機構とシステム

5.1 子どもに対する商業的な性的搾取の問題の防止や解決に関する行動計画にしたがって、監視キャンペーンやその他の活動に参加することの重要性に注意を喚起し、関連機関、とくに現地の行政、共同体開発・公共福祉部門、NGOなど地方や地域で活動的な機関からの協力を動員し、奨励すること。

5.2 州政府やNGOの共同委員会には社会的な要素を盛り込んで、結果的に性ビジネスの防止になるようバランスを取ること。

5.3 州レベルの社会福祉推進委員会は、州レベルの子どもに対する商業的な性的搾取に関する問題の防止と解決のために計画を実施する際、責任をもってその監視、および追跡調査にあたる。また、年次社会福祉会議への提出に間に合うようタイ社会福祉委員会に報告すること。

5.4 売春防止・禁止B. E. 法案の第15条によって設けられる職業開発保護委員会では、上記法案の第16条の適用される仕事で使用するために、タイ社会福祉委員会、タイ女性委員会、および年次社会福祉会議からの提案を採用する。

5.5 州レベルで生涯開発セマセンターを設立し、州と民間の調整センターとなり、危険区域の売春を調査、検査し、それに反対するキャンペーンを行うこと。その際、州レベルの権利保護・法律扶助事務所や、最高検察官事務者との調整などで効果的なシステムを構成するさまざまなレベルのネットワークを使用すること。

5.6 警察庁中央情報局の下にあって全国的な責任を負う政治区レベルの機関を設立し、子どもや女性の権利、その他の関連法の違反となる犯罪に関して訴訟手続きを行うこと。

5.7 商業的な子どもの性的搾取の問題の防止や解決に関して働いているNGOに財政面ならびに技術面での支援を行うこと。

5.8 性ビジネスの問題、原因、傾向の研究と調査を行うこと。また、実際的で継続的な実施に備えてプログラムの指導、立案の際に必要な調整に役立てるよう、性ビジネスに関する防止、禁止、解決、社会復帰および援助の活動にあって、政府とNGOの進行中の作業を追跡調査し、監視すること。

5.9 総理府内に官民合同委員会、社会福祉推進委員会、職業保護・開発委員会、タイ女性問題委員会のようなさまざまな部局の代表者からなる国レベルの委員会を設け、同じ国レベルでの方向性、政策、立案、調整、追跡調査および評価を行うこと。

5.10 タイ女性問題委員会は中心となって、これらの作業の調整を行い、かつ国レベルの委員会への報告に備えて、その進捗を追跡調査ならびに監視すること。

5.11 子どもをその住所地に戻すために適当な調整を行う機構を創設し、タイ人か外国人かを問わず、子どもの性の犯罪者に対する訴訟手続きを進めること。

5.12 子どもの権利ために、また子どもに対する商業的な性的搾取に反対して働く海外のNGOや国際組織との協力の仕組みを作ること。



## 結論

5大主要計画は以下の通り。

### 1. 防止

子どもや女性が性ビジネスへ足を踏み入れるのを防止すること。観監察と防止に力点を置くのは、既に起きてしまった問題の解決策を見つけるより効果的だからである。これはまた、自由意志で、騙されて、不正な手段によって、あるいは監禁されて、性ビジネスに足を踏み入れるきっかけとなる危険な要素を取り除く目的も持つ。性ビジネス問題や状況に関する監察、調査、研究、追跡調査および監視は、最新のやり方で行う。性ビジネスに国内外で子どもや女性を唆す、あるいは誘惑するのを止めさせるキャンペーンを行う。さらに、大衆への情報キャンペーンを実施して、これらの問題の防止・解決に広範な大衆の参加を促し、かつ、子どもたちがその年齢に応じて発達でき、それによって性ビジネスに足を踏み入れないように、目標グループに適切な社会サービスを提供すること。

### 2. 禁止

焦点は新法の発布と、現在の問題にあわせて関連の法、および取り締まり規則の修正に、さらに新法成立・施行に向けての審議の迅速化にある。これに関連して、司法関係公務員の側で本当の理解を進めることや、より効果的になるよう、より迅速な結果をもたらすよう、また性ビジネスの被害者により公正であるために法的過程や機構の調節にも焦点が置かれている。

### 3. 援助と保護

肉体的、精神的に傷つき悩んでいる被害者に、援助と保護を与えること。十分な経済的・社会援助を提供し、性的搾取の被害者が、上品な生活に戻り、かつ売春に戻らぬようにすること。

### 4. 社会復帰と普通の生活への適応

性産業を離れた子どもへの身体的、精神的なりハビリに重点を置き、それにより普通の生活を送ることができるようにする。提供されるサービスには宿泊、教育・職業訓練、職業紹介を含む。さらに、民間が政府の福祉施設でのプロジェクトを引き受ける。

### 5. 計画実施の監察、管理、追跡調査および迅速化のための構造、機構、システム

焦点となるのは、相互に関連しあっている、地域から州、国、国際レベルまでの幅広い協力の動員である。それにより、性ビジネスに関連する問題を防止、解決する能力を高めることができる。それには作業の焦点として既存の組織を使用する。また、子どもを自分の住所地に送還する作業や、子どもに対する性犯罪で訴訟手続きを行う際の調整機構も設けなければならない。

## (財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について  
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび  
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp) website: <http://www.awf.or.jp>